主 文

- 一 本件訴えを却下する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

が原告に対して昭和六二年九月二八日付けでした労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)に基づく療養補償給付及び休業補償給付の不支給決定 を取り消す。

第二 事案の概要

本件は、昭和四一年一〇月一日から約二〇年間、株式会社保坂塗装店の従業員として塗装業務に従事し、昭和六〇年八月二五日午前八時二〇分ころ、会社内で会議中に脳出血で倒れ、右片麻痺、言語障害等の後遺症を残すに至った原告が、被告に対し、右脳出血は労働基準法七五条、同法施行規則三五条及び同別表第一の二第九号に規定されている「業務上の疾病」に該当するとして、労災保険法に基づき療養補償給付及び休業補償給付の支給を求めたところ、被告が昭和六二年九月二八日付けで右各給付をしない旨の決定(以下「本件不支給決定」という。)をしたため、これを不服とする原告が、その取消しを求めて提起したものである。(争いのない事実)

原告は、本件不支給決定について、福岡労働者災害補償保険審査官に対し、昭和 六二年一一月二六日付けで審査請求をしたところ、同審査官は平成二年三月二三日 付けで右審査請求を棄却する旨の決定をし、その決定書の謄本が、同年四月三日、 審査請求人である原告の代理人弁護士辻本育子の事務所に郵便により配達され、同 弁護士は、これに対し、右決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六〇日 を経過した後である同年六月六日、労働保険審査会に対する再審査請求書を福岡中 央郵便局に提出して、再審査請求(以下「本件再審査請求」という。)をした。

労働保険審査会は、同年一〇月一六日付けで、本件再審査請求を再審査請求期間を徒過した不適法なものとして却下する裁決をし、右裁決書の謄本は同月二七日同弁護士に送付された。

なお、本件訴えの提起は、平成二年六月二九日である。

第三 争点

- 被告の本案前の主張の要旨

労災保険法三七条は、本件のような同法による保険給付に関する決定の取消しの訴えは、再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ提起するとができないと規定して、再審査前置主義を採っており、労働保険審査官及び労働保険審査会法(以下「審査会法」という。)三八条第一項は、右の再審査請求は、労働者災害補償保険審査官の審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六〇日以内にしなければならないと規定しているところ、本件再審査請求は、右六〇日の再審査請求期間を経過した後になされたものであることが明られてあり、不適な日本の表して、却下されるべきである。

二 被告の右主張に対する原告の反論の要旨 1 行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)八条二項一号は、「審査請求があ で政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)八条二項一号は、「審査請求があ で、「審査請求」とも裁決がないとき」には、裁決を経ない国民の司法 が選れることができる国旨の規定である点に照らすと、「の司法 が選れる「再審査請求」と読み変えることは、許されないものといるできて、 に大いて、原告が本件不支給決定について審査請求をしたのは昭和決定を明 に大いてあり、福岡労働者災害補償保険審査官がこれを受けたのは同年四月も に対する決定がなされなかったことが明らかの、原告は、ている に対する決定がなされなかったことが明らかの、原告はしてを に対する決定がなされなかったことが明らかであり、かつ、原告はしている に対する決定がなされなかったことが明らかであり、かの、 を提起している に対する決定がなされなかったことが明らかであり、かの、 を提起している に対する決定がなされなかったことが明らかである。 に対する。

2 仮に、右のように解することができないとしても、本件は、行政法八条二項三

号の「その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」に該当する。即ち、(1)、本件のような「過労死」事件は、「過労死弁護団」の調査によると、労働 基準監督署長、労働者災害補償保険審査官及び労働保険審査会の三機関の審査を経 るのに平均六年かかっているとされる。本件の場合も審査請求の決定がでるのに二 年三箇月を要しており、さらに再審査請求をすれば、相当の長年月を要することは 明らかである。

このように再審査請求を経れば、相当の長年月を要する場合には、右の正当理由 があるというべきである。

原告は、行訴法八条二項一号を原告の反論1で主張したように解釈してい たもので、右解釈がむしろ法文に忠実素直な解釈であるから、原告が右のように解 釈したことは責められるべきではないので、右の正当理由があるというべきであ る。

当裁判所の判断

労災保険法三五条一項は、保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災 害補償保険審査官に対し審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる旨規定し、また、同法三七条は、同法三五条一項に規定する処分の取消訴訟について、労働保険審査会に対する再審査請求 前置主義を採っているところ、右の取消訴訟に関するかぎり、行訴法八条一項の 「審査請求」とは、右労働保険審査会に対する再審査請求の意味であり、また同条 二項の「審査請求」には、労災保険法三五条一項に規定する審査請求及び再審査請 一様など、また、月本では、カストはムーム本では、カストはムーム本では、カストは大力であるというべきであり、したがって、右再審査請求前置が採られているものの、例外的に、審査請求後三箇月を経過しても決定がない間は、再審査請求を経ることなく、また、再審査請求後三箇月を経過しても裁決がない間は、その裁決を待つことなく、いずれの場合にも取消訴訟を提起することができるものとなる。本書表述、「第14年では、14年できる。1915年である。1915年できるものできまれる。1915年では、1915年できる。1915年で と解されるのであるが、審査請求後三箇月を経過したが取消訴訟を提起しない間に 右再審査請求に対する決定があった場合には、再審査請求前置の本則に立ち返っ て、適法な再審査請求を経ていなければ、保険給付に関する決定に対する取消訴訟 は提起することができないものと解すべきである。

この点に関する原告の前記第三の二の1の主張は、独自の解釈に過ぎず、採用す

ることができない。 そうすると、本件訴えは、訴え提起の前提要件である適法な再審査請求を経ていないことが明らかであるから、行訴法八条二項三号の正当理由が認められないかぎ り、不適法なものとして却下を免れない。

そこで次に、本件は行訴法八条二項三号の場合に該当するとの原告の主張(第 三の二の2の(1)、(2))について判断するに、原告のいう「過労死」事件に ついて、原告の主張するように、一般的に再審査請求を経ることなく取消訴訟を提起することができると解するときは、労災保険法三七条が保険給付に関する決定の取消訴訟について労働保険審査会に対する再審査請求前置主義を採った趣旨(行政 の統一を図る必要があること、処分が専門的知識を要するものが多いこと、保険給 付に関する審査請求及び再審査請求の審理が第三者的機関が当たること等を考慮 し、再審査請求前置主義を採ったとされる。)を没却することになるし、しかも原 告は本件訴えを再審査請求期間内に提起しているわけではなく、弁論の全趣旨によ れば、原告が再審査請求期間を徒過したのは、行訴法八条二項一号の解釈について 誤解していたことによることがうかがわれるのであるから、本件訴えについて、行 訴法八条二項三号の正当理由があるということはできず、原告の右主張は採用する ことができない。

よって、本件訴えを不適法なものとして却下することとし、訴訟費用の負担に つき、行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

<2105-001>

<2105-002>